

2021年3月23日
株式会社京葉銀行

「働き方改革」の取り組みについて

～「副業・兼業」の解禁および「フレックスタイム制度」の導入～

株式会社京葉銀行（頭取 熊谷 俊行）は、2021年4月1日（木）より「働き方改革」の取り組みとして、新しい人事施策を開始しますので、お知らせいたします。

【背景】

当行は、働き方改革の取り組みとして、人事諸制度の見直しや業務の改革を行っています。その一環として、「多様な人材の活躍（ダイバーシティ&インクルージョン）」と「仕事と家庭の両立（ワークライフバランス）」を推進しております。

【目的】

「副業・兼業」の解禁により、学びと挑戦の機会を提供することで、主体的なキャリア形成や新たなスキルの獲得が期待できるほか、地域に貢献できる人材の育成にもつながるものと考えております。

「フレックスタイム制度」の導入については、一層柔軟な働き方を可能とすることで職員の自律性を高め、ワークライフバランス促進、生産性の向上につなげてまいります。

また、勤務時間に幅を持たせることで、これまで以上にお客さまのご都合に合わせた面談等が可能となり、さらなる接点拡大が見込めます。

【概要】

（1） 副業・兼業

対象者	全行員
対象とする働き方の形態	副業先と雇用契約を結ばない個人事業主型が原則（※1）

（※1）スキル・能力の開発、キャリア形成、地域貢献などの効果が認められるものを対象とする。

	副業の事例	見込まれる付加価値
スキル・能力の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 語学力を活かした翻訳 ・ ITスキルを活かしたプログラミング 	専門的な知識、スキルの習得
キャリア形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業診断士資格を活かした講義 ・ 事業の立ち上げ支援 	有益な経験
地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街づくり支援 	人脈形成 地方創生事業との関わり

(2) フレックスタイム制

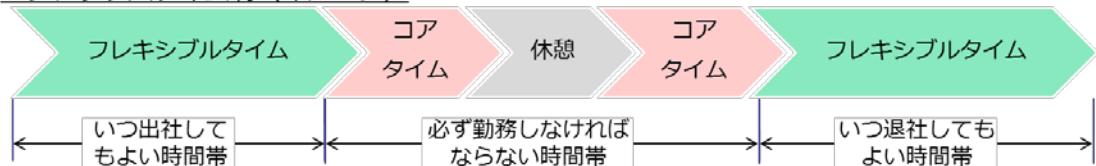
対象者	全正行員(※2)
勤務時間	コアタイム：10時30分～15時30分 フレキシブルタイム：6時30分～10時30分 15時30分～21時00分

(※2) 育児・介護短時間勤務制度を利用している行員は除く。
嘱託行員、パートタイマー・定年再雇用者(スタッフ行員)は対象外。

■通常の労働時間制度



■フレックスタイム制(イメージ)



京葉銀行では、これからも働き方改革の取り組みを通して、お客さまにプラスアルファの付加価値を提供してまいります。

以上